

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。

令和6年4月から

障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める、手帳を取得している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。この法定雇用率は、**令和6年4月から段階的に引き上げられます。**

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上



また、障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、次の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障がい者雇用状況についてハローワークへ報告
- ・障がい者の雇用促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

令和5年度障がい者雇用状況が発表されました

国は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日における身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の雇用状況について、障がい者の雇用義務のある事業主に報告を求め、発表しています。ハローワーク藤沢管内の法定雇用率は、国、県より低くなっています。積極的な障がい者雇用に向け、引き続きみなさまのご理解とご協力をお願いします。

【民間企業の雇用状況】 神奈川県労働局職業安定部職業対策課

年度	項目	企業数	法定常用労働数	障がい者数	実雇用率	法定雇用率
			※1	※1	(%)	達成企業割合
						(%)
全	令和3年度	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0
	令和4年度	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3
	令和5年度	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1
国	令和3年度	5,010	1,174,196.5	25,332.5	2.16	44.6
	令和4年度	5,043	1,159,589.0	25,478.5	2.20	45.8
	令和5年度	5,077	1,182,010.5	27,119.0	2.29	46.6
県内	令和3年度	373	61,965.5	1,281.5	2.07	41.8
	令和4年度	388	62,665.5	1,272.50	2.03	41.2
	令和5年度	387	63,243.5	1305.5	2.06	42.9

※1 法律上短時間労働者1人を0.5人とカウントしています

※2 ハローワーク藤沢管内の市町村は、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町です。

【問い合わせ】神奈川県労働局職業安定部職業対策課 電話：045-650-2801

障害者雇用納付金制度をご存じですか？

障がい者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担を伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がい者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。



具体的には……

- ・法定雇用率を達成している企業に対しては、調整金（常用雇用労働者の総数が100人超の企業で、1人につき月額2万9千円（令和5年3月31日までの期間については2万7千円）、報奨金（常用雇用労働者の総数が100人以下の企業で、1人あたり月額2万1千円）を支給します。
 - ・法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人超の企業は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額5万円の障害者雇用納付金が徴収されます。
- 常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主は、毎年度、納付金の申告が必要です。

詳しくはこちら
(PDFダウンロード)

<https://www.jeed.go.jp/disability/q2k4vk000002t1yo-att/q2k4vk000003p1yn.pdf>



**事業主のみなさまへ！
裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です！**

【裁量労働制とは】

業務の遂行手段や時間配分について、労働者の裁量に委ね、労使の合意で定めた時間を労働したものとみなす制度です。この制度を導入する場合は、定められた要件のもとで一定の手続きを経る必要があります。

裁量労働制に関するルールの改正が2024年4月1日から施行されることに伴い、新たに裁量労働制の導入を検討している企業、又は現在裁量労働制を実施している企業は新たな手続きが必要になります。

【対応が必要な事項】

	企画型	専門型
① 本人同意を得る・同意の撤回手続きを定める	✓	✓
② 労使委員会に賃金・評価制度を定める	✓	
③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う	✓	
④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する	✓	
⑤ 定期報告の頻度が変わります	✓	



詳細やその他の留意事項等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/saiyo.html



【相談窓口】

労働基準監督署

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/kantoku_sho_oshirase/fujisawa/map.html



働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



企業の人材確保・定着に役立つ認定制度 「えるぼし」・「くるみん」をご存じですか？

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主を支援する認定制度を設けています。認定を取得すると、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

☆えるぼし認定制度

女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。また、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

詳細は「女性活躍推進法特集ページ」へ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



♡くるみん認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の仕事と子育ての両立を支援・サポートをしている企業は「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定「くるみん認定」を受けることができます。また、一度くるみんを取得した企業で、特に高い水準の取組を行った企業は、「プラチナくるみん認定」を申請いただけます。

詳細は「次世代育成支援対策推進法ページ」へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html



認定を受けるとこんな
メリットがあります！！

- * 認定を受けた企業名は厚生労働省のホームページに掲載される
- * 自社の製品や広告、採用活動において認定マークを使用することが可能
- * 企業ブランドの向上、イメージの向上による優秀な人材の確保
- * 公共調達や低利融資の優遇措置を受けられる

《 問い合わせ 》 神奈川県 労働局 雇用環境・均等部 指導課 電話 045-211-7380

3月1日～8日は女性の健康週間です

厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。

「女性の健康週間」の実施にあわせ、座談会動画を公開しています。

<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/event/>

(「スマート・ライフ・プロジェクト」公式サイト内)

令和5年度 生涯を通じた女性の健康づくり講演会

女性のお悩み解消！ 産後から高齢期の排尿トラブル & 女性に効く漢方

『咳やくしゃみで漏れてしまう』、『トイレの回数が最近増えた』など、そんなトイレの悩みはありませんか？女性の健康週間にあわせて、女性に多い尿のトラブルの予防や対策についてご講演いただきます。また、女性のお悩みに多い更年期のお話もあります。

オンデマンド配信のみ

動画配信期間 2024年2月9日(金)～3月14日(木)

講師 湘南台 腎泌尿器・漢方クリニック 院長 友田 岳志 氏

申込期間 2024年2月9日(金)～3月10日(日)

申込方法 電子申請

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65625

《問い合わせ》 藤沢市 健康づくり課 健康づくり推進担当

電話 0466-50-8430

FAX 0466-50-0668

メール fj-kenko-z@city.fujisawa.lg.jp



こころ お元気ですか？ ～気づいてね こころと からだの SOS～



3月は**自殺対策強化月間**です。

最近、あなた自身やご家族、身近な方で眠れなかったり、食欲がなかったり、いつもと様子が違うことはありませんか。この機会に、こころの健康について考えてみましょう。

◆自殺の危険を示すサインとは？

- ✓食欲がなくなる
- ✓眠れない
- ✓飲酒の量が増える
- ✓突然身辺整理を始める
- ✓いつもと違う言動（突然の感謝の言葉等）
- ✓自殺をほのめかす言葉を口にする

◆こころの体温計

～こころの健康チェックしてみませんか？～

こころの健康やストレス状態を、携帯電話やパソコンを利用して調べることができます。

利用方法：右の二次元コードからアクセスしてください。

※利用料無料（通信費は自己負担）

<https://fishbowlindex.jp/fujisawa/demo/index.pl>



ゲートキーパーとは？

悩んでいる人への理解を深めましょう「ゲートキーパー養成講座」

“ゲートキーパー”とは、こころに不調を抱えた方や死にたい気持ちに苦しむ方のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、支援につなげ、見守る人のことです。

「どうしたの？」と声をかけ、話を丁寧に聴くことが、孤立を防ぎ、自死（自殺）の予防につながります。こころの病や自死に関する正しい知識や声かけ・傾聴などの対応方法について学んでみませんか？職場に出張して講座を実施します。

藤沢市保健所保健予防課までお問合せください。電話 0466-50-3593



◆悩みを相談してみませんか？

「まごころホットライン」専門相談員が自殺未遂者や家族の相談をお受けします。

電話：0466-81-9120 月～金曜日午後1時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

ふじさわ元気バザールセレクトマルシェを開催します！

ふじさわ元気バザールは、藤沢のご当地グルメや、自慢のヒト・モノを活かした、市民が主役の地域活性化の取り組みです。

市内に事業所を持つ方、市内で創業・起業を目指す方々が、商業・工業・農水産業・観光の枠を超えて、バザール（市場）に一堂に会し、藤沢のヒト・モノの魅力を発見し、まち全体の元気を作っていきます。

当日は、各種物販ブース、キッチンカーブース、出張口ポテラス、地元野菜の販売、東北物産展などなど…楽しさ盛りだくさんです！

みなさまのお越しをお待ちしております！！



ふじさわ元気バザール
シンボルキャラクター
ふーちゃん

日時：2024年3月9日（土）※荒天中止

午前11時～午後3時（売り切れ次第終了）

内容：【藤沢駅北口 サンパール広場】飲食屋台ブース、体験・物販ブース、地元農家PRブース、創業・起業家応援ブース 東北物産展ブース、公募ブース

【藤沢駅北口 サンパレット広場】キッチンカーブース

【藤沢駅北口 地下通路】出張口ポテラス

問い合わせ：ふじさわ元気バザール実行委員会事務局 TEL:0466-27-8888

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/genki-bazaar/20180929-2.html>

